

事業用大規模建築物における再利用計画書等 書き方ガイドブック

《事業者向け》

✎提出前チェック（書類漏れ確認）

- ☐ 事業用大規模建築物における再利用計画書（表・裏）
- ☐ ごみ処理・リサイクルフロー図
- ☐ テナント一覧（テナントがある場合）
- ☐ 廃棄物管理責任者選任届（責任者の新規選任・交代の場合のみ提出）

✎問合せ・提出先

北区清掃事務所 事業管理係 再利用計画書担当

〒114-0003 東京都北区豊島8-4-3

電 話 03（3913）3077

F A X 03（3913）3741

E-Mail seisokyoka@city.kita.lg.jp

※lg（エルジー）



作成・提出のご案内（概要）

I. 作成する書類

- 1 事業用大規模建築物における再利用計画書（表・裏）・・・1部
 - 2 ごみ処理・リサイクルフロー図・・・1部
 - 3 テナント一覧（テナントがある場合）・・・1部
 - 4 廃棄物管理責任者選任届（人事異動等で変更があった場合のみ）・・・1部
- ※提出書類に押印は不要です。

II. 提出方法

次の方法により、ご提出ください。

方 法	宛 先
郵 送	〒114-0003 東京都北区豊島8-4-3 北区清掃事務所 事業管理係 再利用計画書担当 宛て
メール	E-Mail : seisokyoka@city.kita.lg.jp ※lg（エルジー）
窓 口	北区清掃事務所 窓口

III. 提出期限

毎年5月31日まで【必着】

※廃棄物管理責任者選任届は選任の日から30日以内に届出していただくこととなっているので、選任された場合は随時ご提出ください。

IV. 受理証明が必要な場合

郵送でご提出の場合：切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

メールでご提出の場合：押印したものをPDFデータにてお送りいたしますので、
その旨メール本文にお書き添えください。

窓口でご提出の場合：2部持参のうえ、ご来所ください。

V. 様式のデータの入手方法

再利用計画書などの様式のデータ（Excel 形式）は、北区公式ホームページより、以下のいずれかの方法でダウンロードできます。

① トップページより

ホーム > ごみ・リサイクル > 事業所からでるごみ > 事業用大規模建築物の所有者の方へ > 事業用建築物に係る区への届出書類（再利用計画書など）

☞ 事業用大規模建築物（延べ床面積3,000平方メートル以上の建築物）

<https://www.city.kita.lg.jp/living/bins/1002060/1019049/1002071.html>

② サイト内検索エンジンより

☞ 「再利用計画書」で検索し、検索結果から「事業用建築物に係る区への届出書類（再利用計画書など）」のページをクリック。



③ 二次元バーコードを読み取り



VI. その他

1 提出書類の控えの保管

提出した書類は、必ず写しを作成し、保管しておいてください（立入検査において使用します。）。

2 提出された書類の取扱い

提出された書類は、北区の統計資料、立入検査時の資料等に利用されます。なお、当該書類は、東京都北区情報公開条例の定める「区政情報」に該当します。

記入例

10条関係)

廃棄物管理責任者選任届

令和 年 4 月 日

東京都北区長 様

建築物名称 ●●ビルディング

建築物所在地 東京都北区王子●丁目●-●

所有者住所 東京都北区王子●丁目●-●

所有者氏名 株式会社
代表取締役社長

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	
令和 年 4 月 1 日	
新任廃棄物管理責任者	
会社名	株式会社
所在地	〒 ●●●-●●●● 東京都北区王子●丁目●-●
所属名・職名	総務部施設管理課主任
ふりがな	あかばね はなこ
氏 名	赤羽 花子
電話番号	03-1234-5678(直通) (内線)
前任廃棄物管理責任者	
氏 名	滝野川 太郎
事 由	
人事異動のため その他 ()	

記入例

事業用大規模建築物における再利用計画書

令和 年 4 月 日

東京都北区長 殿

建築物名称 ●●ビルディング
建築物所在地 東京都北区王子●丁目●-●
所有者住所 東京都北区王子●丁目●-●
所有者氏名 株式会社●●●●●
代表取締役社長 北区 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第3項の規定により、事業用大規模建築物における再利用計画書を以下のとおり提出します。

1. 建築物の基本情報（別紙添付可）

事業に用いる場所の延べ床面積		6,252 m ² （住宅部分は除く。）		
当該建築物の階数（地上・地下）		地上 4 階	地下 1 階	
当該建築物を出入りする人の数 （1日の平均人数）		従業員（テナント従業員を含む。）	100 人	
		外来者（通学者を含む。）	5000 人	
同一敷地内の別館・別棟の有無		無（※有の場合は、別紙に建物の詳細をご記入ください。）		
当該建築物に係る事業の用途／内訳				
事務所	1 社	1,000 m ²	☐ 所有者が全て使用	
店舗（飲食店を除く。）	3 店	2,000 m ²	☒ 所有者とテナントが使用	
飲食店・ホテル・式場	1 店	500 m ²	☐ テナントが全て使用	
工場・研究施設	所	m ²	☐ その他（ ）	
倉庫・流通センター	所	m ²	※テナントが入っている場合は、別紙でテナント一覧を作成してください。	
医療機関	1 所	500 m ²	当該建築物の廃棄物管理責任者	
その他（ 学習塾 ）	1 所	1,000 m ²	ふりがな	あかばね はなこ
その他（ ）	所	m ²	氏名	赤羽 花子
その他（ ）	所	m ²	会社名	株式会社●●●●
共用部分（ エレベータなど ）		1,252 m ²	所在地	〒111-1111 北区王子●丁目●-●
（ ）		m ²	所属・職名	総務部建物管理課主任
（ ）		m ²	電話番号	03-1234-5678
合計		6,252 m ²	廃棄物管理責任者講習会の受講状況	受講済み
住宅	世帯	m ²	講習会修了年月日	平成 30 年 11 月 5 日

2. 廃棄物の処理状況・資源の再生推進状況（別紙添付可）

廃棄物の処理	廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	最終持込先
	一般廃棄物	●●興業(株)	7777号	特別区清掃工場
	産業廃棄物	●●興業(株)	13-00-000000号	●●商事ほか
	産業廃棄物(医療系)	●●衛生(株)	13-11-111111号	●●クリーン(株)
	廃油(食用油)	●●製油(株)	13-12-22222号	●●製油(株)
	生ごみ	(株)●●商会	8888号	(株)●●商会
資源の再生推進	資源の種類	資源収集運搬業者	最終持込先	
	コピー紙・新聞紙・雑誌	(株)●●商店	●●製紙(株)	
	段ボール	(株)●●商店	●●製紙(株)	
	ビン・缶	●●興業(株)	(株)●●製鉄(株)ほか	

3. 今年度のごみ削減目標（別紙添付可）

今年度計画（見込み量）と前年度実績を比較して増減した理由
内部文書の電子化を推進するため、コピー用紙の削減が見込まれる。
本年8月より、新規に飲食店がオープンするため、生ごみの発生の増加が見込まれる。
ごみ量削減やリサイクル推進のために取り組んでいること
本年4月より電子決裁システムを導入し、ペーパレス化を目指す。
店長会議などをととして、テナントにおいてもゴミの減量・リサイクルの推進を進めている。

記入例

第11条関係（裏）

建築物の名称

●●ビルディング

令和●年度再利用計画書		年度区分	前年度実績 (令和●年4月～令和●年3月)				今年度計画（見込み量） (令和●年4月～令和●年3月)				対前年度比増減 (今年度計画-前年度実績)		
廃棄物の種類			発生量(t)	再利用・廃棄の内訳		再利用率(%)	発生量(t)	再利用・廃棄の内訳		再利用率(%)	発生量増減(t)	再利用量の増減(t)	廃棄量の増減(t)
			【A】	再利用率(t)【B】	廃棄量(t)【C】	【B÷A×100】	【D】	再利用率(t)【E】	廃棄量(t)【F】	【E÷D×100】	【D-A】	【E-B】	【F-C】
可燃ごみ	紙類	① コピー用紙・OA用紙等	2.00	2.00	0.00	100%	1.75	1.75	0.00	100%	-0.25	-0.25	-
		② ミックスペーパー・シュレッダー紙	1.00	1.00	0.00	100%	1.00	1.00	0.00	100%	0.00	-	-
		③ 雑誌・パンフレット・色付き紙	3.00	3.00	0.00	100%	3.00	3.00	0.00	100%	0.00	-	-
		④ 機密文書（一括処理文書）等	5.00	5.00	0.00	100%	5.00	5.00	0.00	100%	0.00	-	-
		⑤ 新聞紙・折込チラシ	1.00	1.00	0.00	100%	1.00	1.00	0.00	100%	0.00	-	-
		⑥ 段ボール	2.00	2.00	0.00	100%	2.00	2.00	0.00	100%	0.00	-	-
		⑦ 汚れた紙類・紙おむつ（非感染性）									-	-	-
		⑧ その他紙類（ ）									-	-	-
	紙類小計（①～⑧の合計）		14.00	14.00	0.00	100%	13.75	13.75	0.00	100%	-0.25	-0.25	-
	その他	⑨ 厨芥（茶殻、残飯、吸い殻、生ごみ）									-	-	-
		⑩ 木・草・繊維（布）									-	-	-
⑪ その他（ ⑦+⑨+⑩ ）		2.00	0.00	2.00	0%	2.50	0.00	2.50	0%	0.50	-	0.50	
その他小計（⑨～⑪の合計）		2.00	0.00	2.00	0%	2.50	0.00	2.50	0%	0.50	-	0.50	
可燃物合計（①～⑪の合計）		16.00	14.00	2.00	88%	16.25	13.75	2.50	85%	0.25	-0.25	0.50	
不燃ごみ（焼却不適物）	再利用物	⑫ 飲料用びん類（ベンダー回収分は除く。）	0.50	0.50	0.00	100%	0.50	0.50	0.00	100%	0.00	-	-
		⑬ 飲料用缶類（ベンダー回収分は除く。）	1.00	1.00	0.00	100%	1.00	1.00	0.00	100%	0.00	-	-
		⑭ ペットボトル（ベンダー回収分は除く。）	2.50	2.50	0.00	100%	2.50	2.50	0.00	100%	0.00	-	-
		⑮ 食用油	0.50	0.50	0.00	100%	0.75	0.75	0.00	100%	0.25	0.25	-
		⑯ 弁当がら（弁当がら処理契約をしているもののみ。）									-	-	-
	その他	⑰ 廃プラスチック	3.50	3.50	0.00	100%	3.00	3.00	0.00	100%	-0.50	-0.50	-
		その他（ 汚泥 ）	0.10	0.00	0.10	0%	0.10	0.00	0.10	0%	0.00	-	-
		⑱ その他（ ）									-	-	-
		その他（ ）									-	-	-
不燃物（焼却不適物）合計（⑫～⑱の合計）		8.10	8.00	0.10	99%	7.85	7.75	0.10	99%	-0.25	-0.25	-	
特定の事業活動に伴う可燃物（産廃）										-	-	-	
粗大ごみ		1.00	0.00	1.00	0%	1.00	0.00	1.00	0%	0.00	-	-	

【注意】

- この様式のエクセルファイルをダウンロードして使用する場合は、網掛け部分に計算式が入力されております。
- 廃棄物の種類のそれぞれの説明は、「事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック」をご参照ください（北区ホームページよりダウンロードできます。）。
- 上記①～⑦、⑨・⑩及び⑫～⑰に分類できない廃棄物の種類については、「その他」に書き加えてください。その他欄が足りない場合は、別紙でも構いません。
- 数量については、小数第三位を四捨五入し、小数第二位までご記入ください。ただし、年間の排出量が5kg未満の場合は、排出量として計上しないでください（空欄で構いません。）。
- ⑫～⑭については、廃棄物処理業者が処理する量のみをご記入ください。自動販売機業者（ベンダー）が回収した分のみの場合は、「0.00t」となります。

記入例

里・リサイクルフロー図

建築物名

●●ビルディング

令和 ● 年 ● 月 ● 日現在

ごみの種別(可燃・不燃)

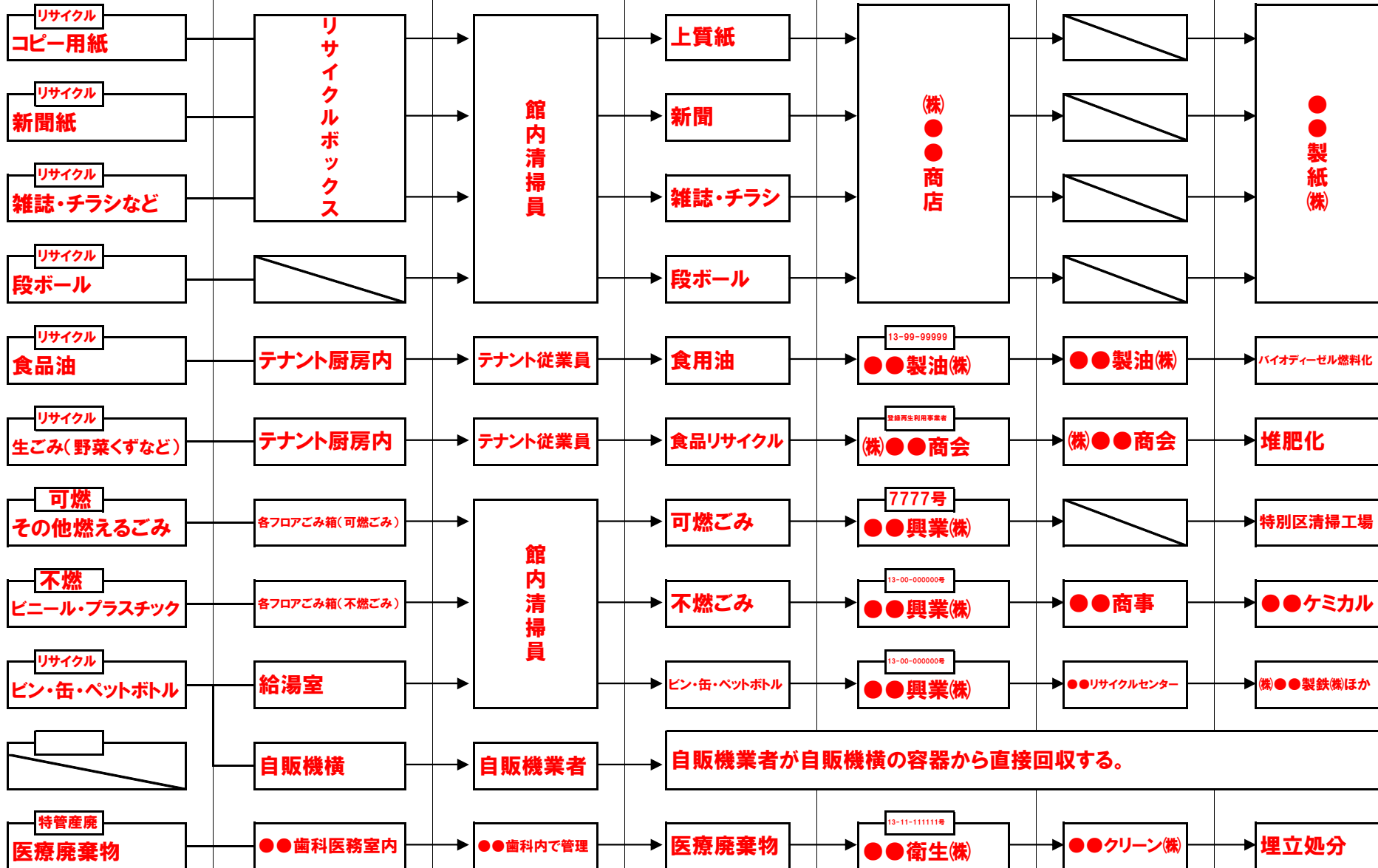
ごみ箱の配置場所(表示)

保管場所に運ぶ人(清掃業者)

保管場所での表示

収集運搬業者(許可番号)
再生資源回収業者／下取り業者

中間処分先及び最終処分先
最終持込先



別添

建築物を使用しているテナント(事業者・店舗)一覧

記入例

建築物名称

●●ビルディング

No	階数	部屋番号	テナント(事業者・店舗)の名称	用途	備考
1	B1		株式会社●●●●	事務室	廃棄物管理責任者所在
2	1F		スーパー●●	店舗(飲食店を除く)	
3	2F	201	●●歯科	医療機関	
4	2F	202	カフェ ●●	飲食店・ホテル・式場	
5	3F	301	●●損害保険株式会社	店舗(飲食店を除く)	
6	3F	302	アンティーク●●王子店	店舗(飲食店を除く)	
7	4F		●●進学スクール	その他(備考記載)	学習塾
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

再利用計画書（裏）に記載する廃棄物の種別及び具体例

種 類		具 体 例
可燃ごみ（清掃工場で焼却できるもの）	紙類	①コピー用紙・ＯＡ用紙等 コピー用紙、上質紙、ＯＡの連続紙など ＊色付きのＯＡ紙は、「③雑誌」に計上。
	紙類	②ミックスペーパー・シュレッター紙 メモ、封筒類、ミックスペーパー、シュレッターくず
	紙類	③雑誌・パンフレット・色付き紙 色の付着した紙や板紙、色付きＯＡ紙
	紙類	④機密文書（一括処理文書）等 一括して機密性を保持したまま処理をした文書類
	紙類	⑤新聞紙・折込チラシ 新聞紙、新聞紙に折り込まれているチラシ
	紙類	⑥段ボール
	紙類	⑦汚れた紙類・紙おむつ（非感染性） ティッシュペーパー、汚れた紙などの再利用できない紙類
	紙類	⑧その他紙類 上記紙ごみの混合物又は上記紙ごみに分類できない紙ごみ
	その他	⑨厨芥 茶殻・残飯・吸い殻・生ごみ ＊肥飼料化した食品リサイクルの量も記入
	その他	⑩木・草・繊維（布）等 剪定枝、落ち葉、刈り草など 服やウエスなどの布
	その他	⑪その他 上記可燃ごみの混合物又は上記に当てはまらない可燃ごみ
不燃ごみ（清掃工場で焼却できないもの）	再利用物	⑫瓶類・⑬缶類・⑭ペットボトル 飲食用のもの（ベンダーが回収した分は除く。）
	再利用物	⑮食用油 厨房などから発生した食用油
	その他	⑯弁当がら プラスチック弁当容器等 ＊弁当がらを事業系一般廃棄物として契約しているものを記入。処理業者と契約がない場合は、産業廃棄物になるため、「⑰廃プラスチック」欄に計上。
	その他	⑰廃プラスチック ビニールひも、ＰＰバンド、プラスチック製の文房具類、フロッピーディスク・ＣＤ、緩衝材、発泡スチロールなど
	その他	⑱その他 ⑫～⑰以外の金属、ガラス、機械油、汚泥などの産業廃棄物や木製以外の粗大ごみなど 動物死体やしさ・ふさもこちらに記入
	特定事業活動に伴う可燃物 産業廃棄物のうち下表の業種から出る可燃物	
	業 種	可 燃 物
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず、木くず、繊維くず
	紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業	紙くず
	木材又は木製品製造業、家具製造業、輸入木材卸売業	木くず
	排出事業者（業種不問）	貨物の流通のために使用した木製パレット
	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	繊維くず（天然繊維くずのみ）
	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業	動植物性残渣（あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚・獣のあらなど）
	粗大ごみ	木製の粗大ごみ（それ以外は「⑱その他」に計上。）

よくある質問

凡例

廃棄物処理法・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

条例・・・・・・・・・・東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

I. 作成・提出について

Q1 なぜ、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の作成をしなければならないのですか？

A1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理をするとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めることが義務付けられています（廃棄物処理法第3条第1項・第2項）。同様に、北区においても、事業者に対し、事業系廃棄物に関する廃棄物の減量及び発生抑制の義務を課しています（条例第15条・第16条）。

こうした責務を全うするためには、まず、事業者自ら、ごみ処理のルールを理解し、ごみの発生状況と処理・リサイクルの実態を把握することが必要不可欠です。このことから、北区では、一定規模（3,000㎡以上）の建築物を所有・使用している事業者に対して、廃棄物管理責任者を選任し、再利用計画書の作成・提出を義務付けています。

Q2 再利用計画書等は、必ず提出しなければならないものなのですか？

A2 再利用計画書及び廃棄物管理責任者に関する届出は、上記のとおり、条例上の義務です。必ず期限内にご提出ください（条例第19条第3項）。

万一、提出がない場合は、以下の措置がとられます。

- ① 改善勧告書の送付（条例第20条）
- ② 違反の事実を公表（条例第21条）
- ③ 一般廃棄物の収集・運搬の拒否及び清掃工場への搬入の禁止（条例第22条）

Q3 再利用計画書等の提出は、北区だけの制度ですか？

A3 事業系廃棄物の排出量が多い東京23区や全国の政令市では、みな同様の制度があります。ただし、様式や届出の内容は各自治体によって異なります。

Q4 提出した書類の控えが欲しいのですが。

A4 必ず提出前に各自で控えを取っておいてください。北区の収受印が押されたものが必要であれば、窓口での提出時にその旨を区の担当職員へお申し出ください。郵送により控えの送付をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。メールでご提出の場合は、収受印を押したものをPDFデータで送付いたしますので、メール本文にその旨ご記入ください。

Ⅱ. 廃棄物管理責任者について

Q 5 廃棄物管理責任者になるには、どんな資格・役職が必要ですか？

A 5 資格・役職の指定は、特にありません。ただし、以下の内容を把握している方をお願いしています。

- ・ごみの処理業者とのやりとりや廃棄物の契約を担当している方
- ・産業廃棄物マニフェストの伝票などの管理を行っている方
- ・ごみの処理について、従業員やテナントの方々に指導できる立場の方

Q 6 廃棄物管理責任者は、何をやるのですか？

A 6 次のような役割を担っていただきます。

- ① ごみの適正処理（法令遵守）の理解・遂行
- ② ごみの発生量・処理状況の実態把握
- ③ ごみの減量・リサイクルの分別体制の整備
- ④ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ⑤ テナント、社員等へのごみの減量、リサイクル及び適正処理の要請又は指導
- ⑥ 区、所有者、テナント等との連絡調整

Q 7 前任の廃棄物管理責任者が誰であったか失念してしまいました。

A 7 区の担当職員までお問い合わせください。

Q 8 廃棄物管理責任者が前年度と変わらない場合、届け出る必要はありますか？

A 8 届出の必要はありません。

Q 9 一棟の建物から、2人以上の廃棄物管理責任者を選任してもよいですか？

A 9 区とやり取りする方を明確にするという趣旨から、選任する人数は、原則1人をお願いしております。ただし、建物の構造上または業務の関連上2人以上選任することが適切である場合には、2人以上選任していただいても構いません。その際は、それぞれの役割の明確にしたうえで、区とやり取りするメインの方が分かるように届出をしてください。

Q 10 ビル管理会社の社員を廃棄物管理責任者にすることはできますか？

A 10 可能です。ただし、上記A6に記載の①～⑥の役割を担える方に限ります。

Q 11 廃棄物管理責任者講習会は、いつ開催されますか？

A 11 廃棄物管理責任者講習会は、YouTube 動画を視聴するオンライン方式で実施しておりますので、随時受講することができます。詳細は、北区公式ホームページ内の廃棄物管理責任者講習会のページを参照願います。



<https://www.city.kita.lg.jp/living/bins/1002060/1019049/1019214.html>

Q 1 2 廃棄物管理責任者になるには、事前に講習会を受講しなければなりませんか？

A 1 2 事前に講習会を受講していただく必要はありません。新しく廃棄物管理責任者に選任された方は、北区公式ホームページ内の廃棄物管理責任者講習会のページで受講するようにお願いします。

Q 1 3 廃棄物管理責任者講習会の受講に期限はありますか？

A 1 3 新しく廃棄物管理責任者に選任された方は、その選任された日から 6 か月以内に受講してください。

Ⅲ. 再利用計画書について

Q 1 4 再利用計画書に記載する「所有者」とは、誰を指すのですか？

A 1 4 ここでいう「所有者」は、次のいずれかに該当する方を指します。

- ① 民法上の所有権を有する者
- ② 建築物の共有者または区分所有者が構成する管理組合の代表者
- ③ ②の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者。
- ④ 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者（商業ビルのテナントなど。）
- ⑤ ①の「所有者」から、その建築物の維持、清掃業務などの管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者（本社とは別に所在している建築物の所長・工場長・支店長・学校長・施設長など。）

Q 1 5 共用部分とは、どんなものを指すのでしょうか？また、住宅と商業施設が一体となった複合ビルの場合、共用部分の面積は、どのように算出すればいいですか？

A 1 5 共用部分とは、階段、エレベーターホール、機械室などの用途にも属さない部分を指します。住宅を含む複合ビルの場合は、住宅部分と商業用部分の面積の比率に応じて共用部分の面積を求めてください。

Q 1 6 排出するごみの量は、どのように把握すればいいのですか？

A 1 6 本来は事業者自らが、ごみの排出量を計量することが原則です。しかし、これによりがたい場合は、ごみの収集業者にお問い合わせください。

Q 1 7 びん・缶・ペットボトルについては、自動販売機業者（ベンダー）が回収しているので、正確な数量が分かりません。

A 1 7 自動販売機業者（ベンダー）が回収したものについては、再利用計画書上の廃棄物として取り扱わなくて結構です。ただし、ごみ収集業者が、収集したものについては、ご記入ください。

Q18 建物に複数のテナントが入っており、それぞれがごみ収集業者と契約しているので把握できません。

A18 再利用率計画書の作成は、建築物の所有者に義務が課されます（条例第19条第3項）。また、当該建築物の占有者（テナント）は、ごみの減量に関し、所有者に対し協力する義務を負っています（条例第19条第5項）。したがって、テナントの方々にもご理解いただき、当該建築物全体に係る再利用率計画書を作成していただくようお願いいたします。

なお、再利用率計画書は、建築物全体として合算して計算し作成していただいても、テナントごとに作成していただいても構いません。

Q19 区が用意した様式に収まらない場合はどうしたらいいですか？

A19 様式内には、「別紙参照」と記入していただき、適宜作成した別紙を添付してください。

Q20 用意された様式どおりの分別をしていないのですが、どのように記入したらいいですか？

A20 その他欄を適宜ご活用ください。例えば、可燃物のうち、⑦汚れた紙類と⑨厨芥を合わせて排出している場合は、「⑪その他1（⑦＋⑨）」とご記入いただいて構いません。書き方でご不明な点があれば、お気軽に区担当職員までお問い合わせください。

Q21 サーマルリサイクルした廃棄物について、再利用率に計上していいですか？

A21 結構です。リサイクルには、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）、ケミカルリサイクル（化学原料化）、サーマルリサイクル（エネルギー回収）といった手法があります。なお、23区の清掃工場で焼却した廃棄物についても、サーマルリサイクルを行っておりますが、当該廃棄物については、再利用率に計上しないでください。

IV. その他

Q22 提出を求められた建物が近々閉鎖します。この場合の届けは必要ですか？

A22 区の担当職員までご連絡ください。原則、今年度の計画は閉鎖するまでの期間でご記入し、提出していただくことになります。

Q23 建物の所有者が変わったときは、何か届け出る必要はありますか？

A23 お手数ですが、区の担当職員までご連絡ください。

Q24 立入検査は毎年行われるのですか？

A24 数年周期で検査を行っていますので、毎年立入検査が行われるわけではありません。立入検査の実施に当たっては、原則、事前に通知を送付します（日程調整可）。

Q25 建物内や敷地内に不法投棄された場合、どのように対応したらいいですか？

A25 原則、不法投棄された建物又は敷地の所有者（占有者）の責任により処理していただき、清潔を保持していただくことになります（廃棄物処理法第5条第1項）。あまりに被害が大きいときや繰り返し不法投棄が行われる場合は、管轄の警察署にご相談ください。

Q26 会社で排出される古紙等を近所の町会・自治会が行っている集団回収に一緒に出してもいいですか？

A26 集団回収に事業系古紙等を出さないでください。また、町会・自治会側から頼まれても出さないでください。集団回収事業は、家庭から排出される古紙等についてのみを対象として、区が報償金を支払っています。

Q27 プラスチック類の出し方が家庭での出し方と異なり、事業者が捨てる場合は燃えないごみ（産業廃棄物）となるのはなぜですか？

A27 廃棄物処理法第2条第4項において、事業活動に伴って生じた廃プラスチックは、産業廃棄物であると定められているからです。なかなか理解が浸透しがたい点ですが、従業員やテナントの方々へ周知していただき、分別を徹底していただくようご協力をお願いします。

Q28 ビルピットの清掃によって生じた汚泥は、どのように処理すればいいのですか？

A28 ビルピット汚泥は、廃棄物処理法の適用を受ける廃棄物ですので、当該廃棄物の処理の委託は、許可を受けた業者に限られます。なお、汚泥の中にし尿（トイレ排水）が混ざっている場合は北区から許可を受けた一般廃棄物処理業者に、それ以外の場合は東京都から許可を受けた産業廃棄物処理業者にそれぞれ処理を委託してください。

Q29 どこかおすすめのごみ処理業者を紹介してください。

A29 申し訳ありませんが、区としておすすめのごみ処理業者を紹介することはできません。下記の組合等にご相談ください。

ごみの種別	問合せ先	電話番号
事業系一般廃棄物	東京廃棄物事業協同組合	03-3232-6249
産業廃棄物	一般社団法人東京都産業資源循環協会	03-5283-5455
マニフェスト 販売業者	東京廃棄物事業協同組合	03-3232-6249
	一般財団法人東京都弘済会	03-6826-1011

『事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック』を配布しています

事業系廃棄物に関する事業者の責務などを解説した冊子です。この冊子は、北区清掃事務所窓口にて配布しております。また、北区公式ホームページよりダウンロードができます。

<https://www.city.kita.lg.jp/living/bins/1002060/1019049/1002061.html>



事業系廃棄物 適正処理・減量ハンドブック



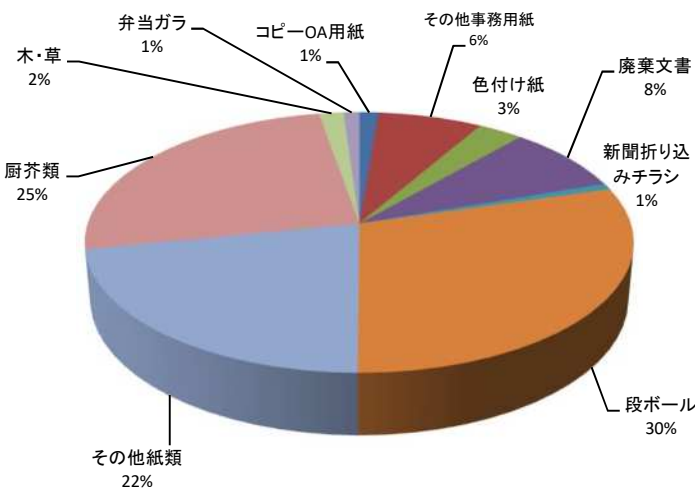
 東京都北区

令和5年度事業用大規模建築物のごみ・資源再利用計画書まとめ

北区内にある事業用大規模建築物(延床面積3,000㎡以上)の所有者等から提出された「再利用計画書」を集計したものです。(令和6年10月1日現在)

種類		発生量	構成比	再利用量	廃棄量	再利用率
一般廃棄物	コピーOA用紙	220.3 t	0.8%	204.0 t	16.4 t	92.6%
	その他事務用紙	1,223.0 t	4.4%	1,154.7 t	68.2 t	94.4%
	色付け紙	527.9 t	1.9%	523.1 t	4.8 t	99.1%
	廃棄文書	1,429.7 t	5.1%	1,370.8 t	58.9 t	95.9%
	新聞折り込みチラシ	130.2 t	0.5%	129.0 t	1.2 t	99.0%
	段ボール	5,110.5 t	18.3%	5,104.8 t	5.7 t	99.9%
	その他紙類	3,754.0 t	13.4%	289.6 t	3,464.4 t	7.7%
	紙類合計	12,395.6 t	44.3%	8,775.9 t	3,619.7 t	70.8%
	厨芥類	4,386.9 t	15.7%	715.6 t	3,671.3 t	16.3%
	木・草	286.7 t	1.0%	37.8 t	248.9 t	13.2%
	弁当ガラ	184.0 t	0.7%	0.8 t	183.1 t	0.5%
	一般廃棄物計	17,253.1 t	61.7%	9,530.1 t	7,723.0 t	55.2%
産業廃棄物	びん	239.9 t	0.9%	239.2 t	0.7 t	99.7%
	缶	156.1 t	0.6%	155.4 t	0.7 t	99.6%
	ペットボトル	340.8 t	1.2%	339.9 t	0.9 t	99.7%
	食用油	68.9 t	0.2%	67.6 t	1.3 t	98.1%
	その他	5,994.5 t	21.4%	5,096.3 t	898.3 t	85.0%
	特定の事業活動に伴う可燃物	3,254.6 t	11.6%	2,793.1 t	461.5 t	85.8%
	粗大ごみ	674.8 t	2.4%	293.8 t	381.0 t	43.5%
	産業廃棄物計	10,729.6 t	38.3%	8,985.3 t	1,744.3 t	83.7%
計		27,982.7 t	100.0%	18,515.4 t	9,467.3 t	66.2%

一般廃棄物発生量の構成比



事業用大規模建築物の構成

用途	件数
オフィスビル	55件
店舗ビル・ホテル	29件
工場・研究所	22件
倉庫・流通センター	8件
医療機関	12件
駅	10件
学校	70件
その他建築物	39件
合計	245件